

【論 文】

日本建築学会計画系論文報告集 第449号・1993年7月
Journal of Archit. Plann. Environ. Engng, AIJ, No. 449, July, 1993

四天王寺流基幹本「社記集」の内容的特質

SUBSTANTIAL ANALYSIS OF "SHAKI-SHŪ" ON MAINSTAY BOOKS IN THE ARCHITECTURAL REFERENCE BOOKS OF SHITENNŌJI SCHOOL

河田克博*, 麓和善**, 小川英明***, 内藤昌****
Katsuhiko KAWATA, Kazuyoshi FUMOTO, Hideaki OGAWA and Akira NAITO

In this paper, we made a detailed comparison of "Shaki-shū" between "Shoki-shū" and "Shōmei" to analyze their substantial characteristics. The results are the following.

1) Both books have little technical difference. 2) Some descriptions found only in "Shoki-shū" are merely omitted in "Shōmei", and "Shoki-shū" made no spacial alteration and addition. 3) Some descriptions found only in "Shōmei" are classified in parts which "Shoki-shū" carelessly omitted and in parts which "Shōmei" deliberately revised and added in later ages. 4) Those deliberate alterations were made with the systematization of "Shōmei", which are evident in the change of composition order.

Keywords : Shitennōji school, mainstay books, "Shaki-shū", substantial analysis, "Shoki-shū", "Shōmei"

四天王寺流, 基幹本, 「社記集」, 内容的特質, 『諸記集』, 『匠明』

序 既稿¹⁾において、四天王寺流基幹本『諸記集』・『匠明』の構成上の比較を行った結果、今日みる『匠明』の編纂内容には、江戸中期の体系化とともにあって体裁整備した要素が強くうかがえ、したがって慶長期における祖本の様態としては『諸記集』の構成を主眼に置くべきことを考察した。しかしながら、現『諸記集』も江戸中期の写本であり、伝来経由途上における誤写などが皆無とはいえない²⁾。そこで本稿では、両史料間でその構成・内容の変化が最も少なく、比較的忠実に祖本の内容を伝存していると考えられる「社記集」について、その内容をより詳細に比較し祖本との相違を検討した上で、構成や技術内容にいかなる編纂姿勢があるか論じたい。

1. 様式構成

両書の項目構成順序は、全体的に一致する箇所が多いが、以下に述べる構成上の相違があり、ここに両書構成上の様式変化を考察することができる（図-1）。

(1) 「花表」 鳥居の木割を説明した圖社①「花表之事」の内容は、圓社①「花表木碎之事」に対応するが、『諸記集』にない鳥居の図5種類（圓社②「鳥居之図」～圓社⑥「太神宮鳥居之図」）が、『匠明』の「花表木碎之事」の文章終わり近くに記されており、当項目の構成上大きな相違となっている。これらの図は、その形式こそ違え、主柱間に対する高さの比率は5種類ともほぼ同じで、分一で当たると柱間を大地より柱貫のほぼ上端に当たたプロポーションである。後述のように、木割説明における高さの規定は両書で異なるが、図のプロポーションは『諸記集』の記述に近似し、『匠明』に説く木割には対応していない。すなわち、これらの図と説明文の木割とが矛盾することになり、5種類の図が単に形式だけを伝えるためのものだとしても、1つの図も対応していないのは不自然である。一方、東大本『匠明』に類似の筆跡で記される『諸門名集』³⁾に、『匠明』にあるのと同様の鳥居5種類の図が載せられており、字句・記載

* 名古屋工業大学工学部社会開発工学科 助教授・博士(工学) Assoc. Prof., Dept. of architecture, Urban Engineering & Civil Engineering, Faculty of Engineering, Nagoya Institute of Technology, Dr. Eng.

** 名古屋工業大学工学部社会開発工学科 助教授・博士(工学) Assoc. Prof., Dept. of architecture, Urban Engineering & Civil Engineering, Faculty of Engineering, Nagoya Institute of Technology, Dr. Eng.

*** 愛知産業大学造形学部建築学科 助教授・Ph.D. Assoc. Prof., Dept. of architecture, Faculty of Formative Arts, Aichi Sangyō University, Ph. D.

**** 愛知産業大学造形学部建築学科 教授・博士(工学) Prof., Dept. of architecture, Faculty of Formative Arts, Aichi Sangyō University Dr. Eng.

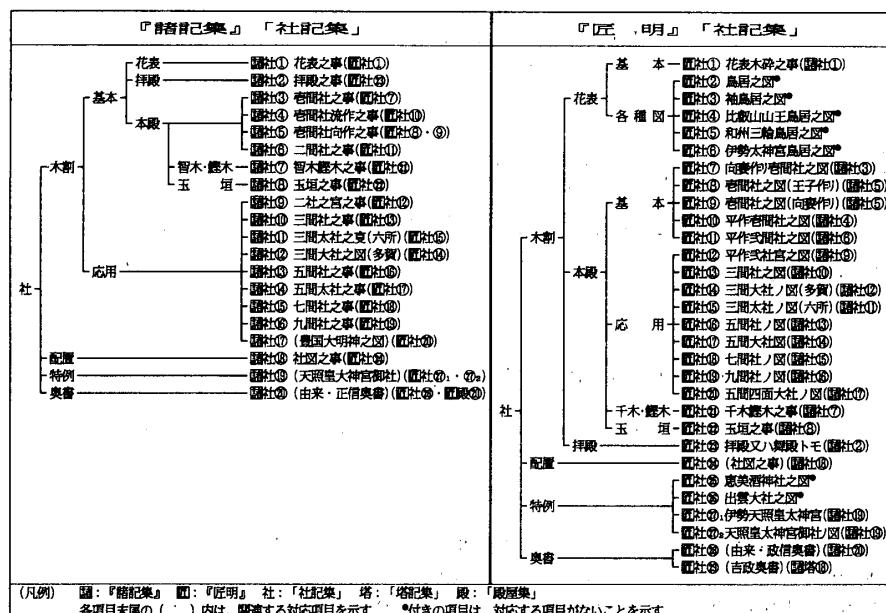


図-1 「社記集」の項目構成模式図

順序とともに『匠明』の図とほぼ一致している。こうした史料の存在もあって、『匠明』の鳥居の図は祖本には記されではおらず、『諸門名集』のような資料を引用し新たに加えられたものと考えられる。また、鳥居の図の後に続く「右鳥居大小ハ…」以下末文までの8行は、主筆ではなく、いわゆるA筆で記述されており⁴⁾、このことも再編の一証左となろう。

『匠明』のみ最後に、「又花表ハ神社ノ雖レ為レ門、二柱ノ尊ヲ表タリニヨツテ此巻ニ書侍ル…」と記される。『諸門名集』に載せられるように、形式分類の上からは鳥居は「門」の一種である。『匠明』は、建物の分類に当たって、用途よりも形式の方を優先させていると考えられるのであるが¹⁾、その観点からすれば、『匠明』の編者は鳥居を「門記集」に記載する気持もあったと察せられる。『匠明』の「花表木碎之事」最後にあるこの一文は、当初「社記集」に構成されていた類別を意識的に改編しようとして、それが徹底できなかった一種の迷いを感じさせる。

(2) 「拝殿」 圖社②「拝殿之事」は、項目名としては圓社③「拝殿又ハ舞殿トモ」に対応するが、後述のように木割内容が大きく異なるとともに、その記述位置が相当離れており、「拝殿」に対する両書の編纂姿勢の違いが明白である。まず『諸記集』における「拝殿」は、鳥居の記述の後、壱間社以下の本殿木割の前に記されており、神社境内にある各種建物を、その入口から順に一通り述べていこうという意図が察せられる。これに対し『匠明』における「拝殿」は、各種「本殿」の木割、本殿に直接付随する「千木鰹木」・「玉垣」の後に記載される。つまり、建築的に主体となる「本殿」が優先し、「拝殿」は付属的に扱われている。また『匠明』の記述は、巻末の図面主体の項目群の直前に文字・行間を詰めて記

され、前後の項目の間に挿入されたかのような様相となっており、この編纂姿勢を裏付けている。

(3) 「壱間社」「壱間社」の記述は、『諸記集』で3項目、『匠明』で4項目記載されるが、各項目構成は両書で異なる。各項目の内容は、まず園社③が圓社⑦に対応し、その形式は隅木入の向作(=いわゆる春日造)であるが、当項目で本殿の基本的な木割を詳述している。次に園社④は圓社⑩に対応し、流造の木割である。そして、園社⑤は圓社⑨に対応し、形式は隅木入向作で園社③・圓社⑦と同様であるが、内陣を二重に構えて規模がより大きい。

また、図社⑦に次いで記される図社⑧は特に「王子作り」として『匠明』のみにあるが、平面図中の枝数が図社⑦より少ないこと、図社⑦のように隅木入となっていないことを除けば、木割の内容は図社⑦とほぼ同様の向作である。後述の記述細部は分析によれば、図社⑧は『匠明』において新たに派生した項目と考えられる。

次に、これら「壱間社」の記載順序であるが、特に図社④・⑤に対して、図社⑩と⑨が前後入り替わっている。その理由を考察するに、『諸記集』の記載順序は、まず図社③「壱間社之事」で神社建築の木割の基本を詳述し、次いで屋根形式分類の基本として、流造の図社④・向作の図社⑤を順に掲げる。それに対し『匠明』は、最初に図社⑦で木割の基本を詳述するのは同じだが、その項目名を特に「向妻作り壱間社之図」(傍点:筆者注、以下同)として、次に同じ向作の図社⑧・⑨を規模の順に掲げ、その後に流造として図社⑩を記している。要するに『匠明』の「壱間社」記載順序は、屋根形式の区別を優先されて項目名を上位に整理されている。

(4) 「智木鰹木」・「玉垣」　　園社⑦「智木鰹木之事」・園社⑧「玉垣之事」は、それぞれ園社⑪・園社⑫に対応するが、その記載順序は、先の「拝殿」と同様、両書で大きく隔たっている。まず『諸記集』では、比較して前の方「二間社」の後に置かれているが、当項目の前にある「本殿」の木割は、大別して「壱間社」と「二間社」である。そしてこれらの木割は、「壱間社」が正面柱間を基準寸法とするのに対し、「二間社」では妻の間を基準とし、以下の木割項目もおしなべて妻の間を基準としている。つまり、基準柱間を正面にとる木割と妻の間にとる木割の基本を、とりあえず「二間社」までで説き、その後に当「智木鰹木」・「玉垣」を載せ、「本殿」を造るに必要最低限の内容を記述し一区切しているわけ

であろう。それに対し『匠明』では、当項目は各種「本殿」の木割を一通り述べた巻末近く「五間四面大社」の後に載せられている。そして直後に「拝殿」があるわけで、『匠明』の当項目は、「…本殿の木割→本殿に直接付随する内容→拝殿の木割…」とした位置付けが明確であり、より整理された項目構成と見ることができる。

(5) 「三間社」 三間社流造の基本を説明する図社⑩・図社⑪の後、大国魂神社本殿の形式を記した図社⑫に対する図社⑯と、多賀大社本殿の形式を記す図社⑭に対する図社⑮の記載順序は、『諸記集』と『匠明』で前後逆になっている。ここに、「三間…」なる木割は両書とも3種類記されるわけであるが、まず『諸記集』における記載順序を検討すると、第一の図社⑩は純然たる三間社流造、次いで図社⑪は図社⑩の奥行を少し大きくして千鳥破風を正面に設けた形式、そして第三の図社⑫はさらに奥行を増し向拝を中心正面に付加した形式である。これは、単純で小なるものから複雑で大なるものへ順に説明しているわけで、形式・規模の別によった記載順序として首肯できる。よって、『匠明』における記載順序は形式・規模の順序からすれば不自然で、前述までの『匠明』における整備からすれば相反するとも見られるが、その理由を察するに、慶長13年頃において、図社⑯に説明される多賀大社は天正度造営になるもの、図社⑮の大國魂神社は慶長11年に起工のものである。要するに『匠明』の記載順序は、まず図社⑭において一般的な三間社流造を説いた後、その発展した形式の実例を造営順序に従って列挙したもので、さらにいえば、「正信作之」と自家の業績を強調した図社⑮を当書の記述年とする慶長13年に近づけより真実味をもたせるために、あえて後に記述したものと思われる。

(6) 「西ノ宮恵美酒神社」・「出雲大社」 図社㉔および図社㉕は、ともに『匠明』のみに記載される。図社㉔は摂津国西ノ宮と付記されるから、現西宮市にある正式名「西宮神社」の社殿の図で、図社㉕は、周知のごとく現出雲市の出雲大社本殿の図である。両記述ともに実例であり、実寸法の記述はあるものの柱間枝数や柱径などは記されず、他の「壱間社」など木割を説いた項目とは一線を画する。また建物の形式は、両建物とも普遍的なものではなく特例といえる。こうした諸点を勘案すると、両項目とも慶長期の祖本にはなく、『匠明』において付加・整備されたものと考えられる。

2. 木割内容

次に、『調記集』・『匠明』の記述内容について、特に両史料間で異なる部分における問題点を指摘・考察していく（項目の説明順序・名称は、『諸記集』に従う）。

(1) 「花表之事」 図社①と図社①の木割の大要是同じであるが、細部において相違する部分がある。

まず、高さに関する規定において、『諸記集』では、基準柱間15尺として「(柱の)上島木ノ所ニテ…」、つまり島木下端までを柱径の10倍とするか、または、柱間を柱貫上端までにとっているが、『匠明』では、基準柱間16尺として、柱径の10倍を「大地ヨリ笠木ノ上マテ」とするか、または、柱間を笠木の下端までにとっている。他書に見る一般的な鳥居のプロポーションの点からは、『諸記集』の方が妥当で、『匠明』の規定によるものは比較して間口に対する高さが不足しており、やや特殊な形態と思われる⁵⁾。また『匠明』において、木割と直接関連しないいわゆる意匠図を載せていることは、『匠明』に説く高さの木割が元来のものではないことを結果的に示してもよいよう。

柱貫の成は両史料とも柱の0.7倍であるが、幅は、『諸記集』では柱の1/3(=三分一)であるのに対し、『匠明』では柱の0.3倍(=三分算)と多少細くなっている。「社記集」においては、他に図社③「壱間社之事」(=図社⑦)に柱貫幅の木割があり、『諸記集』・『匠明』とともに柱の0.3倍で同じとなるが、『門記集』では、『諸記集』の「四脚門之事」における柱貫の成が柱の0.5倍、幅が柱の0.3倍に対し、『匠明』の「四脚門之図」では成が柱の0.6倍、幅が柱の1/3とあり、鳥居柱貫の規定とは逆に『匠明』の方が大きい。しかし、東大本『匠明』におけるこの箇所は、「三分壱算」の傍点部分は抹消痕の上に記されており、元は「三分算」としていた可能性もある。また、他書における鳥居の柱貫幅は、『孫七覚書』・『新編離形』⁶⁾など柱の0.3倍とする書が多数を占めるが、『建仁寺派家伝書』⁷⁾では『諸記集』と同じ柱の1/3にとり、さらに天正5年(1577)記の『(林宗廣)木権』⁸⁾では柱の0.45倍(=四分半)としている。このように、鳥居の柱貫幅の木割に関しては、どちらかといえば古いほど大きい傾向が指摘され、慶長13年の祖本の内容としては『諸記集』の「三分一」の可能性が強い。しかしながら、「三分一」と「三分算」が伝写過程で誤写しやすい表現の一つであることを思えば、どちらかが誤写したがための単純な理由によるものとも考えられる。また、柱貫の端長さの規定において、『諸記集』で「下の間ニテ五間割一分也」とあるのが、『匠明』では「下ノ間ニゾ五間割可用」と記される。この『匠明』の表現が簡潔なために後世の解釈に混乱をもたらしたことを想い、『諸記集』のより詳しい表現が『匠明』以降のものである⁷⁾という見解もあるが、柱貫幅の木割と同様、單なる一分の脱字ないしは簡用と考えるのが適当であろう。

笠木幅の木割は、『諸記集』が「柱ニテ九分計」、『匠明』では「柱壱本」と記されており『匠明』の方が大きい。この部分は、柱貫幅の規定と異なり単純な誤写とは思えない。一方、木版本『新編離形』の木割内容は、『諸記集』

ないしは『匠明』に近似しているが⁸⁾、笠木幅は「柱にて九分」で『諸記集』に等しく、その関連が認められる。また、笠木幅の木割では、『匠明』のみに「但端ニテ輪次第スエヒロガリニ太ク作ルヘシ、是口伝アリ」と記されているが、前述の高さの規定において、規模に応じて高さを加減することに関し、やはり『匠明』のみに「野中ノ壱本杉ト云フロ伝有」と記されており、両記述に共通の意識がここにうかがえよう。つまりこれらの記述は、『諸記集』において脱落したのではなく、共通して「…口伝…」という一種深遠に思われる表現であるだけに、自家の技術を強調するために『匠明』において新たに附加されたものと察せられる。

(2) 「拝殿之事」 圖社②は圓社③に対応し、三間四方とする形式は同じである。しかし、「社記集」のうち当項目に限って、その木割内容は大きく異なっている。例えば高さの規定に関して、『諸記集』では、長押内法を6尺にとり、それに、長押内法の4/10とした下長押上から大地までの寸法、および同6/10にとった上長押から桁上までの寸法を加えて、大地から桁上端までの寸法としている。これに対し『匠明』では、妻総柱間の0.8を大地から桁上端までの寸法と定め、その寸法のうち2尺5寸を大地から縁板上までの寸法にし、残りの7/10を上長押までの寸法、3/10をそこから桁上までの小壁部分の寸法としている。すなわち、『諸記集』における「長押内法」を基本寸法として「軒桁高さ」を定めていく高さ規定の順序が、『匠明』では逆転しているわけである。ところが、軒出を同じ5尺2寸としているなど両書で共通する内容も含まれているから、両木割の原典は全く別のものではない。

規模に関しては、『諸記集』では、中央間を6尺にして、その中に垂木を3本、脇間に垂木を2本ずつ打つとしているから、中央間：脇間=4:3で脇間は4.5尺となり、総柱間は15尺である。これに対し『匠明』は、中央間9尺、脇間5尺ずつで、総柱間は19尺となり、規模は『諸記集』より大きくなっている。ところで当拝殿は、『匠明』に「拝殿又ハ舞殿トモ」とあるように、神楽の機能も有している。類似の機能をもつ木割としては他に「舞台」が考えられるが、その木割の初の公刊木版本『新編武家雛形』⁹⁾によると、舞台平面は三間四方、京間で19.5尺四方の規模である。形態は全く同じではないものの、『匠明』の拝殿木割の規模には、こうした舞台の規模との関連があると思われる。また神楽の機能に関して、『諸記集』のみ「神楽之時舞人役人居所狭ニ依テ、右ヨリ小ニハ不致者也」と記し、上記の平面規模が使用上最小の寸法であることを説いているが、これは、記述量が『匠明』より多いことなどを考慮して、『諸記集』の記述がより実用に即した内容であるを示している。

(3) 「壱間社之事」 圖社③は圓社⑦に対応し、「社

記集」全体から見れば、神社建築の基本的な木割を最も標準的な一間社に特に代表させて詳述するという立場にあり、屋根形式の別をあえて強調する必要はない。そうすると、屋根形式が項目名に冠される『匠明』の表題は(図一2の1)，以下付の数字は図一2による)，本来の編集意図からすれば不自然と思われる。

両史料における木割体系は形式・規模を含めて同様と考えて差し支えないが、木割の数値で相違する点が2箇所ある。まず平面図中において、正面柱間枝数は22枝で一致しているが、身舎奥行の枝数が『諸記集』で18枝、『匠明』が20枝と異なる(2)。この相違が、いずれかの意識的な改変か単なる誤写なのかは判じがたいが、『新編雛形』は『諸記集』と同様の18枝である¹⁰⁾。

次に破風幅の下端増の木割に関して、『諸記集』では破風幅の二分増としているのに対し、『匠明』では壱分半増とより小さくなっている(17)。これに関して、「門記集」で最も詳述される「四脚門」の規定を見ると、破風幅の下端増は『諸記集』が破風腰幅の二分増、『匠明』が壱分増で、やはり『匠明』の方が小さい。このように共通する傾向を示し相違する箇所がそれぞれ存在していることからすれば、これらは単なる誤写ではなく意識的な変容と思われる。また他書によれば、『新編雛形』が壱分半増、『建仁寺派家伝書』や『(清水家伝来目録)』の「社家」¹¹⁾なども同じく壱分半増であるのに対し、『(林宗廣)木摧』の「一間社覚」の項においては二分増とあり『諸記集』と同様となっている。こうした点からすれば、『諸記集』の二分増は江戸期一般の木割ではなく桃山期のもので、したがって、この箇所では『諸記集』の方に祖本の要素が認められるわけであろう。

数値以外の相違点として、図面中の正面建具に『諸記集』は「表格子」、『匠明』は「青カウシ」と記している(5)。文字の形状の近似から見て、いずれかの誤写とも思われるが、どちらでも意味は通じる。しかしながら、正面格子の彩色には、丹塗や黒漆の例もあるわけで、青に限定する『匠明』の記述は不自然とも思える。

次に浜縁高さの規定に関して、『諸記集』では浜縁高さを柱2本半にとり「是ハ表五尺計ノ間ヨリ少ニ可用、又七尺計ノ間ハ柱二本置、又其ヨリ大間ハ内法モ浜縁モ見合低可レ打也」としているが、『匠明』は同箇所を「是ハ表五尺、又六尺斗間ヨリ少ニ可用、又其ヨリ大間ハ柱式本ニ可用」と記している(7)。つまり『諸記集』では、表間寸法が5尺と7尺の中間の規定がないという欠陥があるが、『匠明』では表6尺間で境界を引いてあらゆる寸法に適用できるようになっている。ところが、いくら大規模であろうと「柱式本ニ可用」と固定している点は逆に『匠明』における欠陥といえ、『諸記集』のように「内法モ浜縁モ見合低可レ打」とし、規模に応じて高さを加減する方が実用的には優れている。また「…見合…」な

一致する記述内容			
内容項目		記述内容	
内容項目	『諸記集』	関連	『匠明』
正面柱間枝数*、背面軒出*、向拝軒出*、縦破風表示**、浜縁の出*、柱径、柱の形状、長押内法寸法、長押せい、長押胸の出、柱貫せい、柱貫幅、浜縁高さ、二重浜縁高さ、階段段木数、段木寸法、大床縁板厚と階段の空き、大床縁板厚、縁板上長押、大斗五間割規定、大斗せい、肘木せい、卷斗長さ、卷斗斗尻幅、卷斗せい、実天木のせい、幅、実天木端長さ、丸桁せい、丸桁幅、地垂木幅、地垂木木端、飛墻垂木せいい*、飛墻垂木端のせい、幅、飛墜垂木端反り、飛墜垂木勾配、組物種類と軒出割付**、背面妻梁せい、背面妻梁幅、投首東幅、投首竿幅、太平東の仕様、枝外垂木勾配、破風腰幅、破風幅の上端増、破風板厚さ、千鳥破風幅、千鳥破風板厚所*、縦破風幅、縦破風幅の上端増、野地引通勾配、屋たるみ、向拝柱径、三間向の向拝柱径、長垂木勾配、飛墜垂木勾配、波野地引通勾配、浜縁の出*、海老虹梁せい、海老虹梁幅、大床東柱径、大床縁の出*、浜縁東柱径、脇障子柱径、脇障子題板幅、竹の節太さ、竹の節良さ、竹の節理構、棒幅、冠木せい、冠木端長さ、冠木端増、冠木端長さ、高欄全高、架木径、平桁厚さ、平桁幅、地覆せい、地覆と平桁との空きおよび平桁と架木との空き、架木端反り、架木端増、架木端長さ、高欄端部の出*、桶束幅、桶束厚さ、擬宝珠柱径、擬宝珠全高、擬宝珠簡高さ、擬宝珠宝玉部高さ、擬宝珠玉部腰高さ、擬宝珠絵様、幕股加輪幅、幕股山形長さ、懸魚幅、懸魚高さ、懸魚高さ調整法、懸魚燕部分の幅、懸魚腰幅、懸魚絵様、桁隠懸魚幅、鬼板加輪外幅、鬼板手先広さ、鬼板加輪幅、鬼板輪の高さ、口伝のこと。			
相違する記述内容			
内容項目	『諸記集』	記述内容	判断
1) 裁烟	若問社之事	× 向妻作リ/若問社之事図	○ × 『匠明』における加筆。
2) 身舎奥行柱間枝数*	十八(枝)	× 式抬枝	△ △ 『諸記集』における脱落。
3) 向拝奥行柱間枝数*	-	× 拾七枝	× ○ 『諸記集』で背面軒出を「外檐破風共二十二」と記したための脱落。
4) 侧面軒出*	-	× 外簷十二枝	× ○ 『諸記集』で背面軒出を「外檐破風共二十二」と記したための脱落。
5) 建具の仕様*	表格子	× 表格子	△ △
6) 御神体陰陽の別	御神体陰陽神、頭三御座有テ、如々此向作ニ可/用、是者種々有寔有之也、	× -	△ △ 当内容は、『匠明』において、当直社7の表題や団社8にあるが、下線部分の記述は一切見られない。
7) 浜縁高さの規模別規定	堤ハ表五/尺計ノ間ヨリ少ニ可用、又七尺計ノ間ハ柱二本疊、又其ヨリ大間ハ内法/モ浜縁モ見合低可打也、	× 堤ハ表五尺、又ハ六尺斗間ヨリ少ニ可用、但其ヨリ大間ハ柱武本ニ可用、	○ × 木割値の適用は『諸記集』のほうが自由度が高い。
8) 大床高さ規定終了文	右木床高サ如此僅上/可用也、	× -	○ × 『匠明』における脱落。
9) 大斗幅	接物大斗幅柱内、然共少タキニシテ、	× 接物ハ大斗幅ハ柱ト同シ、但少タニア、	× ○ 『諸記集』の誤写。
10) 大斗せい五間割規定	同クタケモ五間割也、	× -	○ × 『匠明』における脱落。
11) 肘木幅	肘高サ柱三分一ニシテ、	× 肘木厚サ柱三分毫ニア、	○ ○ 『諸記集』の誤写。「高サ」の右に小さく「幅ナルヘシ」と補筆あり。
12) 卷斗木口幅	木口耕厚サニシテ五間割也、	× 同木口ハ耕厚サ三ツニ/ワリ、毫分ツヲ両方エ出シ、斗端ニ可用、	○ × 『諸記集』の簡要的表現に対して、『匠明』は具体的で明快な記述。
13) 地垂木端反り	-	× 下ハヨリ毫分ヨタツリ上ケ、	△ △ 『諸記集』における脱落か。
14) 地垂木勾配	-	× 同高配ハ/四寸高配、	× ○ 『諸記集』における脱落。
15) 組物・軒出割付終了文	万社如此致者也、	× -	○ × 『匠明』における削除。
16) 茅負・木負の幅とせい	-	× 同木置・同木置下ハ柱ニ三分算、成ハ四分算、	○ × 『匠明』における抹消後の加筆。
17) 破風幅の下端増	下ハ二分増、	× 下ハ毫分半増、	○ × 『匠明』における改変。
18) 破風振りの規定	-	× 同輪ハ、桁、檼ノウケ合/ヤウニ作ルヘシ、有口伝、	○ × 『匠明』における加筆。
19) 繁栄のせいと幅	-	× 同小梁成ハ七分算、厚サ八四分算、	△ △ 『諸記集』における脱落か。
20) 大社における縁の出	-	× 但大社ハ七枝木間中吉、	○ × 『匠明』における加筆。『諸記集』では、団中に記される。
21) 地覆幅	-	× 地含幅ハ垂/式ツ宛ニスヘシ、	△ △ 『諸記集』では、直前に平桁幅の木割があり、簡要表現とも解される。
22) 高欄全高	-	× 合テ七ツ半ト云里、	○ × 『匠明』の記述は重複。
23) 高欄束東幅	-	× 上ハ下ヲ/六ツニ割四分ヲ可用、	△ △
24) 擬宝珠と架木との空き	金ノ間タ鉢木半分ニシテ、	× -	○ × 『匠明』における脱落。
25) 擬宝珠太さ	少頭太クシテ	× 上ノ宝玉ノ大キサハ下ヨリ九分/コキニ可用、又柱ヨリ擬法珠モ九分/コキニホソクスヘシ、	○ × 『匠明』における加筆。
26) 幕股長さ	幕股長サ八枝木間踏ト言、	× 幕股長サ八枝木間踏ト云リ、	△ △ 『匠明』における「中」の脱落か。
27) 段長さ調整法	然矢見合/少端可用也、	× -	○ × 『匠明』における脱落。
28) 懸魚高さ調整法	-	× 但長サハハイノマルキハ見合少ミテ/カクスヘシ、	○ × 『匠明』の記述は重複。
29) 桁隠懸魚の形	是口伝、	× -	○ × 『匠明』における脱落。

図 3 「吉門社」の記述内容比較(図社3、図社3)

る表現は、両書にしばしば見られるが、木割に幅をもたせて、いかにも桃山期らしい表現といえる。こうしたことを見ると、この浜縁高さの記述は、『諸記集』の方が祖本に近いものと考えられる。

また巻斗木口幅に関して、『諸記集』は部材寸法に対する常識がなければ誤解されやすい表現となっているのに対し、『匠明』の記述は具体的でわかりやすい(12)。その意味において、『匠明』の方がより整備されているといえるが、他に擬宝珠の木割の記述部分(25)にも同様の整備がうかがえる。

両史料の記述にはまた、一方にあって一方にない部分が相当数認められる。まず『匠明』にあって『諸記集』に見えないものとして、3)・4)，説文中では、13)・14)・16)・18)・19)・20)・21)・22)・23)・28)が挙げられる。このうち、13)・14)・16)・19)は、前後の文章を考慮してその記述順序に無理はなく、『諸記集』における脱落部分とも思われる。しかしながら、茅負・木負の木

割を述べた 16) の 1 行分は、抹消痕の上に¹²⁾、しかも主筆と異なるいわゆる A 筆で記されており⁴⁾、これらの記述が『匠明』において新たに整備された内容とすることも否定できない。ただし、地垂木勾配の 14) は、両書とともに後に飛檐垂木勾配が記される点から見て、『諸記集』における脱落と思われる。また、破風反りの規定 18) は、「有口伝」とするだけに、先の鳥居笠木幅木割の但し書きなどと同様、ほぼ『匠明』において新たに付加された事項と察せられる。さらに、20) は図中に、28) はその少し前に、それぞれ類似の文章があり、重複記述されたものと看做られる（その他、図一2 参照）。

次に、『諸記集』にあって『匠明』にない記述として、まず冒頭の御神体陰陽の別を記した6)が挙げられる。この記述は、『匠明』では次項目(圓社⑧)に記されているが、当「壱間社」の木割の内容的位置付けを明確にする「是者種々有実有之也」なる記述はない。他に、8)・10)・15)・24)・27)・29)が『諸記集』のみにあるが、

これらはいずれも前後の文章に無理なく関連しており、『匠明』において削除または脱落した部分と見られる。

以上の相互に不足する部分は、『諸記集』のほうがやや多い。ただし『諸記集』においては、不用意に誤写・脱落した部分は認められても、意識的に改変もしくは付加したような形跡は、とりあえず当項目においては見出せないことを、特に留意しておきたい。

さて、図社⑦に次いで記される図社⑧は『匠明』のみにあるが、冒頭の「御神牕陽神ニ御座有ヲ如此向妻作リニ可用」の記述は、図社③の冒頭に記され図社⑦では欠けていた説明である⁽⁶⁾。木割の内容は、向拝奥行などの枝数が縮小していることと、向拝の縋破風を、図社⑦のように隅木で受けるのではなく、表木負の所に設けた釣桁もしくは障泥破風に取り付けることが異なる以外⁽¹³⁾、「右木碎ハ前ノ社ト同前…」とあるように、ほぼ同様である。しかしながら、説文中で「スカル破風取付ヘシ」と記すものの、図社⑦・⑨の図に明示されるような縋破風の記号が、当項目の図中にのみ描かれておらず、これは従前疑問をもたれていたことでもある⁽⁴⁾。したがって図社⑧は、慶長期の祖本ではなく、『匠明』において新たに派生した項目と考えられる。

(4) 「壱間社流作之事」　図社④は図社⑩に対応し、内容も同じといえるが、平面図中に、『匠明』には「裏ノ破風端下ハト表ノ破風端上ハト見切ヘシ」と破風の意匠に関する記述があるものの『諸記集』にはそれがなく、逆に、『諸記集』の側面妻側に「九寸」と記されるが『匠明』にはない、といった相互に不足する部分がある。一方『新編離形』には、破風の意匠について「表の破風の上端と裏の破風の下端と見通すように」(原文は「ひらかな」、以下同様)、また「枝外勾配九寸」とあり、『匠明』・『諸記集』に類似の記述がある。ところで、東大本『匠明』に記される「裏ノ破風端下ハト…」の傍点部分の文字は、抹消痕の上に書かれている。『新編離形』では同意とはいえない「表の破風の上端と…」と記されているわけで、東大本は、あたかも最初「表の破風…」と『新編離形』のように記し始めたのを訂正したかのように想像される。

(5) 「壱間社向作之事」　図社⑤は図社⑨に対応し、形式は隅木入の向作で先の図社③などと同様であるが、内陣を二重に構え奥行がより大きい。前項目と同様相互に脱字が認められるが、平面図中の記述で傍軒枝数が『諸記集』にのみあることを除けば、逆に身舎の柱間枝数など『諸記集』の脱字と見られるものがやや多い。また、妻勾配が異なるが、意識的な相違かどちらかの単なる誤写なのかは判然としない。

なお両書ともに、熊野権現の建物が当形式によることを説いているが、これは熊野神社系統の本殿が隅木入の向作と関連するという事実と合致するものである⁽¹⁴⁾。

(6) 「二間社之事」　図社⑥は図社⑪に対応する二

間社流造の基本形の木割である。これまでの壱間社における木割と大きく異なるのは、基準柱間を正面ではなく側面妻間にしていることで、規模が漸次大きくなる以下の項目はすべて妻間に基準柱間としている。その意味で、当項目は妻間に基準柱間とする木割の代表でもある。平面図にある記述を比較すると、相互に脱字が認められ『諸記集』の脱字が少し多いが、そうした部分は逆に『匠明』が先の壱間社の記述様態に合わせて加筆・整理したとも見られる。なお、妻間の基準寸法5尺は『諸記集』のみに記される。

両書で相違する箇所として、向拝奥行の枝数が、『諸記集』16枝、『匠明』15枝で異なるが、『新編離形』は17枝であり、いずれが祖本の内容か判断しがたい。また、『諸記集』では図中妻側に「側軒破風共ニ十八」と記すが、傍軒の出は『匠明』に記す11枝が妥当で、これは横に記す身舎奥行柱間枝数18枝を写したための誤写である。

さらに、『諸記集』では垂木幅を柱径の1/6、『匠明』では柱径の1/4として相違するが、他は両書共通して、壱間社が1/5、三間社が1/4であるところから察すると、『諸記集』の1/6は細すぎ誤写の可能性が高い。このように、誤写や脱字にかかる相違はあるが、両書の木割は同じで意識的な変容はない。

(7) 「智木鰐木之事」・「玉垣之事」　図社⑦・図社⑧は、それぞれ図社②・図社②に対応し、木割方法は両書同じであるが、相互に脱字と考えられる部分がある。特に、『諸記集』で「(千木の)厚サ同ク幅ノ半分ニシテ、其木半分輪、下少太クシテ、細ク木力先ニ可用、上下猪之目シテ中ニ樋ヲ欠、長サハ甲板端ニテ屋称高配ヲ見切ト言」とある箇所が、『匠明』では「(千木の)厚サハ其木半分ニゾ、輪ハ下太ク、長サハ上棟屋称ノ板端ニゾ本屋ノ高配ヲ見通シ」と記されるが、この場合「輪」は「反り」の意であるから、『諸記集』の「其木半分輪」は解せるものの『匠明』の「輪ハ下太ク」の意味は判然としない。すなわち、『匠明』では上記傍点部分が欠けていたため解釈しにくい記述となっているわけである。

(8) 「二社之宮之事」　図社⑨は図社⑫に対応し、前述の二間社流造の中央に「休之間」なる一室を挟んだ形式である。柱間枝数を含めて基本的には同内容の木割であるが、両書で相違する箇所が若干認められる。たとえば、破風の意匠規定で「裏方」とすべきところを『匠明』では「表方」としているが、これは建築技術上から容易に検討できる内容で、『匠明』の不用意な誤写といえる。しかし、次に述べる正面千鳥破風の取り付け位置が大きく異なることは、意識的な相違と考えられる。すなわち、『諸記集』では図面上に「千鳥破風木覆ヲ踏」と記して破風の記号もその位置に描いてあるのに対し、『匠明』では「千鳥破風向拝真立也」と説文中で明記し、図にもその位置に破風の記号を描いている。ところで、

東大本における「千鳥破風向拝真立也」の箇所は文末に補加されたいわゆるB筆であり⁴⁾、図中に記される「千鳥破風」の文字もそれと同筆で、破風の記号の線も含めて他より墨が濃く、これらの箇所が意識的に変更されたことを示している。また、筆写本・木版本を問わず他書における二社之宮の木割は、正面千鳥破風の取り付け位置を縁高欄の中心にしているものが大半で、これは『諸記集』の記述と近似する。それ故、この『匠明』の手法は特殊であり、意匠上も破風が軒先に近すぎてバランスを欠くように思えるが、その変更の真意は不詳である。

(9) 「三間社之事」 圖社⑩は圓社⑬に対応し、三間社流造の基本を説く。木割は両書とも全く同じであり、図面上の記述もわずかに『諸記集』で「向拝」の文字を欠く程度で差異はほとんどない。ただ、東大本『匠明』の図中で、「裏ノ方野地九寸高配」とある傍点部分は抹消痕の上に記されている。前項目における破風の意匠の規定の誤写から推して、最初「表」と記していたのを訂正したものと思われる。

(10) 「三間太社之事」 圖社⑪は圓社⑯に対応する三間社流造の木割であるが、前項目の「三間社」と比べると、奥行をより大きくとり内陣を前後に分け内々陣を加え、さらに屋根正面に千鳥破風を付加した形式である。両書の木割内容は全く同じと見て差し支えないが、相互に脱字と見られる箇所がある。平面図中の記述で、『諸記集』で正面の破風記号横に「千鳥破風萱覆ヲ踏」とあるは『匠明』にも記されるが、続いて「同八寸高配、幅ハ同腰下ニテ寸計ナリ」とする記述は『匠明』ではなく、これは内容の具体性を思えば『匠明』における脱字と見られる。他に、裏方の屋根勾配も『匠明』に欠けているが、逆に『匠明』の説明文で、大床を「三手先接」とする記述が『諸記集』ではない。また基準柱間にに関して、『匠明』で「妻式間間ニテ」とする適切な記述が、『諸記集』では「妻二間迄」と記され意味が通らない。これはおそらく、「間ニテ→間テ→マテ→迄」といった『諸記集』の写本経緯における誤写によるものと考えられる。

さて『匠明』は、当記述の末尾3行の所に「右ノ図妻式間ヲ壱丈五寸ニゾ…」とした最後に「武州府中六所大明神ニ正信作之」と記す。これは、慶長11年(1606)3月御志願の旨ある由をもって大久保石見守長安を奉行として造営された大国魂神社(東京都府中市)のこと¹⁵⁾、そこまでに説いた「三間太社」の木割の実例として示したものである。ところが、『諸記集』におけるこの部分は「武州封中六所大明神ニ安吉作レ之」と記され相違している。一方、慶長度造営の記録を示す古図古記によれば、慶長度の本殿には唐破風が付けられているのに対し、当「三間太社」の記述では千鳥破風となっている。こうした点により伊藤博士も、正信が本殿自体の工事を任せられたとは考えておられない⁴⁾。したがってこの相違する

記述は、正信としていない『諸記集』により高い信憑性を見出せよう(その詳細は別稿の予定)。

(11) 「三間大社之事」 圖社⑫は圓社⑭に対応する項目で、三間社流造の正面に間口一間の向拝を付加した形式である。『諸記集』の説文冒頭に「江島多賀大明神之社如此作」とあり、ほぼ同文が『匠明』では文末に記され、当記述は多賀大社本殿の木割をも示している。しかしながら、『諸記集』において、木割を記した他の項目はすべて「○○之事」としているのが当項目のみ「○○之図」としている点、および「多賀大明神之社」なる実作品名が当項目のみ冒頭に記されていることからすれば、当項目は、実作品が先にあって、そこより帰納的に木割を抽出したものと判断され、他の一般の木割とはやや異質と思われる。

両書に記述される形式・木割は、間取りや柱間枝数・柱径の木割などが一致し同様と見てよいが、相互に不足する記述が多く認められる。たとえば、『諸記集』にある規模による内法調整の記述や垂木幅の木割は『匠明』ではなく、逆に、組物の種類や大床下方の基壇高さなどは、『匠明』に記され『諸記集』では記されていない。そして特に着目すべきは、平面図において、『匠明』の外壁周りに5箇所認められる柱間寸法が『諸記集』には一切記されていないことである。これは、その記述数から見て『諸記集』の脱字とは思えず、『匠明』における新たな加筆を見るべきである。したがって、この『匠明』に記される柱間寸法を依拠として、従来、この記述内容は元禄度造営¹⁶⁾のものとされ⁴⁾、またそれを受け、当項目が載せられることで『諸記集』の記述内容の成立時期に疑問ももたれていたわけであるが¹⁷⁾、柱間寸法のみが後の加筆と見られる以上、史的検討を踏まえての再考が必要となろう(その詳細は別稿にゆずる)。

(12) 「五間社之事」 圖社⑬は圓社⑯に対応する五間社流造の基本形式の木割である。両書の内容はほとんど同じであるが、正面中の間枝数が『諸記集』で14枝、『匠明』では16枝と記される。両書とも、中の間以外は14枝で、しかも図面は中の間だけが少し大きく描かれており、『諸記集』中の間の14枝は誤写と思われる。

(13) 「五間太社之事」 圖社⑭は圓社⑰に対応し、入母屋造正面五間のうち中三間に向拝を付加した形式で、図を見ると正面中央に千鳥破風および唐破風が付けられている。両書の木割は同様と見てよいが、唯一屋根野地勾配が『諸記集』で7寸3分、『匠明』で7寸5分と異なる。これは意識的な改変なのか、単なる誤写なのかにわかつに判断しがたいが、『塔記集』の「三重塔」の項などで『諸記集』の屋根勾配より『匠明』のそれが大きくなっている、1つの判断材料になろう。

また図面中の記述では、向拝縁破風の記号や「外陣」の文字がないなどの『諸記集』の脱落と思われる点が指

摘されるが、説文記述の部分においては逆に、垂木幅の木割、地垂木・飛檐垂木の勾配、規模による内法調整の規定、大床高さの木割などが『諸記集』に記され『匠明』にない。これら『匠明』にない事項は、『諸記集』においてはいずれも前後に無理なく記され適切な記述となっており、意識的か否かは別として『匠明』における不足部分と見て差し支えない。

また垂木幅の木割に関して、『匠明』では記述がないため從来「壱間社」の記述に従い柱径の1/5と見ていたのであるが、『諸記集』では「妻二間ニシテ大斗八分計」の記述の直後に「五ツ割一分ヲ椽ノ厚サニ可用也」と記しており、一方柱径は妻二間の0.07であるから、垂木幅は柱径の約1/4.4となる。そして、当木割の実例として記す和歌山天満神社は正信ら平内家が関与した作品中唯一現存するものであるが、その垂木幅は柱径のおよそ1/4.6となっており、『匠明』の木割は適用できないとされていた。しかしこの木割は、『諸記集』による解釈には近似することになり、再検討する必要があろう。

(14) 「七間社之事」 圖社⑯は、圓社⑮に対応する七間社流造の木割である。両書の平面図中の記述量は『匠明』の方が多く、しかも整然と記されているが、内容自体の相違は見られない。ただ、『諸記集』のみに向拝の左右両端部に「扉」と記されるが、向拝部分に階段が取り付くことを考慮すれば誤写と思われる。なお、この七間社の木割は、次の九間社とともにきわめて形式的な木割で、管見によれば、当『諸記集』・『匠明』そして同じ平内家史料である『社類建地割』¹⁷⁾に記す程度で、他家の史料においては五間社までしか見られない。

(15) 「九間社之事」 圖社⑯は、圓社⑰に対応する九間社流造の木割で、平面図中の記述様態の差異も七間社と同様である。ただ、説明文中の記述は逆に『諸記集』の方が多く、より適切・丁寧な説明といえる。

(16) 「(豊國大明神之図)」 圖社⑰は圓社⑲に対応する項目で、『諸記集』には項目名はないが、『匠明』には「五間四面大社ノ図／但宮寺作リ共云り」と題されている。形式は、その項目名でうかがえるように、正面五間側面四間の本殿と正面七間側面三間の拝殿とを石の間で結んだ形式(=いわゆる権現造)である。両書の木割内容は同様としてよいが、平面図中において『諸記集』に記される「千鳥破風」の文字や向拝の奥行寸法が『匠明』ではなく、逆に『匠明』に記される本殿前方の階段の段数や石の間側面の枝数が『諸記集』にないなど、双方に脱字が認められる。また『匠明』の説明文中にある本殿・拝殿の縁の組物種類および小壁の間や木鼻を総彫物にする旨も『諸記集』には記されていないが、この部分以外の記述の大半が寸法に関する記述であることからすれば、この記述は『諸記集』における脱字ではなく、『匠明』において新たに加えられた内容と思われる。

また、両書とも末文に「東山豊國大明神(中略)吉政作之」として実作品であるを強調しているが、まさに当項目は他と異なりおしなべて実寸法で説明している。しかし、『諸記集』で「柱ノ太サ一尺ニシテ」と実寸法で記される1箇所のみ、『匠明』では「中間壱丈ニメ柱ノ太サ寸算」とあり、木割で記述する他の一般の項目と同様の比例表示となっている。すなわち、『諸記集』では純粹に実作品として記載しているのに対し、『匠明』ではこれを木割体系に置き換えようとする意識がここに認められるのであるが、これはまた『匠明』のみに建物形式を示す項目名が題されることとも関係しよう。

(17) 「社図之事」 圖社⑯は圓社⑲に対応する神社境内全体の配置図で、大要は同じだが若干の相違がある。

まず、『諸記集』において「…至人王神武天皇之時、年号貴樂元年壬申仏法始テ渡…」と記す部分が、『匠明』では「…人王欽明天皇之御…」となっている。貴樂元年なる年号の根拠は定かではないが、我が国に仏教が公式に伝来するのは、『日本書紀』説では欽明天皇13年(552)壬申の年であり、史実に照していえば『匠明』の記述の方が正しい。しかし、祖本においていざれが記されていたかというと、『諸記集』の記述を無視することはできない。むしろ、慶長期に記された祖本に「神武天皇」と誤記されていて、それを後世に知識を得て正した可能性は十分にある。

また図面部分では、『匠明』において廐の北方中央寄りに置かれる「手洗屋」の図が、『諸記集』には見えないが、一方で、『社類建地割』の「社方七堂ノ図」にも「手洗屋」の図が描かれていないことや、『匠明』の類本である大島本・米野本¹⁸⁾には、東大本と同じく「手洗屋」が描かれていることを考合すると、「手洗屋」の図は祖本には記されておらず、『匠明』としての様態を成す際、新たに加えられたものと思われる。

(18) 「摂津国西ノ宮恵美酒神社之図」 『匠明』のみに記載される圓社⑳は、西宮神社社殿の図である。建物の形式は、御神殿を横に3つ並べ中間の部分を含め柱間を五間に取り、「屋祢小棟作ニメ妻表ニ三ツ有」と記して千鳥破風の記号を正面に3つ描く、いわゆる三連春日造である。また『匠明』の図は、奥行の柱間二間の本殿と一間の拝殿を二間の合の間で接続した形式で、その全体の平面形は「六尺間五間四方」とする正方形平面である。しかし、実際の西宮神社本殿は、寛文度のものは正面6間8寸5分、側面が3間4尺3寸5分の横長の矩形平面で¹⁹⁾、慶長度のものも同様矩形平面と考えられる²⁰⁾。したがって、『匠明』に載せられる社殿の図はとりあえず慶長度造営のものとはいせず、さらに史的な検討が必要となろう。

(19) 「出雲大社之図」 圆社㉑は前項目と同様『匠明』のみにある項目で、出雲大社本殿の図である。その

形式は柱間2間四方の切妻造・妻入(=いわゆる大社造)で、現在まで伝えられるものに等しい。ところが、本殿南の楼門の下部分には「外ニ舞殿、三間ニ七間有」と記述があり、今日称する拝殿となっておらず平面形状も異なる。この記述に関して、まず福山敏男博士の論考があり²⁰⁾、これを受け伊藤博士の考察が進められ、「匠明五巻の図はやはり天正時造営の姿を示すもの」とされている⁴⁾。当図の内容成立時期に関するこの見解については本稿も同様である。しかしながら、当記述が正信自身の実見による記録か否かに関しては、当図が『諸記集』に記されないこともあって、慶長度造営(慶長14年-1609-遷宮)の工事進捗状況などを再検討する必要がある。なお、東大本では、当図と次の伊勢神宮の平面配置図のみ、柱位置などの要所に針穴が認められる。これはおそらく、東大本が依拠したこれらの原図が透写できないような厚手紙であることを意味するものと思われる。

(20) 「(天照大神宮御社)」 圖社⑯は、圖社⑰.1および⑰.2に対応する図主体の項目で、両書ともに「天照…」とあるから伊勢神宮内宮正殿の記述であり、その立面図・平面図・千木の姿図が記されている。それらの図を、『諸記集』では料紙の一面にまとめて記しており、そのため全体に少し詰まった様態となっている。また、項目名は特に掲げず立面図の中に「天照大神宮御社」と記すにとどまる。それに対し『匠明』では、まず平面図を掲げて「伊勢天照太神宮」と項目名を題し、次いで立面図・千木の姿図を記して「伊勢／天照太神宮御社ノ図」の項目名を改めて太書きして、『諸記集』に比較してより整備されている。

両書で互に異なる箇所が若干認められるが、立面図の外側柱が内転びになっている点、置千木の形は『匠明』の誤写と思われる。

また、『諸記集』に記され『匠明』にない記述は、平面図中に記される「東之御所…」・「西之御所…」とした記述、および立面図中の「屋根萱葺也」とわずかであるが、『匠明』にあって『諸記集』にない記述は、立面図における階段および高欄の姿図、平面図における神殿の柱径の寸法・柱間寸法・柱間枝数・縁出の枝数など多数ある。特に、平面図における記述は、その記述量からすれば『諸記集』における脱落とは思えず、『匠明』における加筆と考えられる。また、『匠明』では正面階段部分に段木を平行線で描いているが、『諸記集』では略されている。『匠明』の記述中では、この伊勢神宮の図と先の西宮神社の図のみに段木が図示される故、従来、他と区別されて内容のみに吟味が行われていた⁴⁾。しかし、伊勢神宮の図が『諸記集』にもあり、しかも他の記述と同様に段木が略されている以上、当図を西宮神社の図と同一に扱うことは適当でなく、その成立背景を再考する必要があろう。

なお、卷末の正信奥書などに関する比較考察は既稿で行った¹⁾。

結 「社記集」の記述内容について、『諸記集』と『匠明』を詳細に比較検討したいった結果、次のような特質が指摘できる。

- 1) 『諸記集』・『匠明』相互に誤写された箇所が相当数見出せ、これらは、祖本よりの写本経緯に起因するものと考えられる。
- 2) 『諸記集』にあって『匠明』にない箇所は、ほとんどが『匠明』の単なる脱落と見られる部分で、『諸記集』において意識的に改変もしくは加筆したような形跡は認められない。
- 3) 『匠明』にあって『諸記集』にない箇所には、『諸記集』において不用意に生じた誤写・脱落と見られる部分と、『匠明』において意識的に改変もしくは加筆したような部分の2つの様相がうかがえる。この『匠明』において意識的に改変・加筆したような箇所は、『匠明』が学的体系化にともなって整備された結果と考えられるが、それは各項目の名称や構成順序において指摘でき、新たな項目を意識的に派生することとなっている。
- 4) しかしながら、木割内容自体の変化については概して少なく、鳥居の高さや拝殿などごく一部にとどまっている。これは、神社建築の木割が元来伝統的なものであり、寺院建築のように時代的要請に即応する必要が少ないとその一因があると考えられる。

以上により、『匠明』には神社形式をその用途に優先する建築様式学としての体系性をより重視する編纂姿勢が認められる。すなわち『諸記集』では、神社境内の正面から順に、花表(鳥居)、拝殿、本殿の基本的木割を一間社・二間社で述べ、ここで各本殿共通する部分である千木・鰐木・玉垣について説き一区切した後、応用的な本殿形式を列挙し、これらのまとめとして境内の建物配置、最後に特例としての天照大神宮御社を記す。それに対し『匠明』では、門の形式でもある花表一式を冒頭に掲げ、次いで神社建築の主体である本殿の木割を形式・規模の順に従って総覧した後、各本殿共通の千木・鰐木・玉垣を述べ、付属建物として拝殿に触れた後、境内の建物配置を記し、卷末に特別な3例を載せている(図-1)。

結するところ、『諸記集』祖本における神社木割の構成が、その単なる木割を超えてマクロな神社様式論に止揚する学的体系整備の結果として『匠明』の内容を特に歴史的に評価しておきたい。その変遷過程の時代相については別稿にゆずる。

注

- 1) 河田克博・麓 和善・内藤 昌「四天王寺流基幹本の書誌と構成」(『日本建築学会計画系論文報告集』第412号,

- pp. 109~117, 平成 2 年 6 月所収)。
- 2) たとえば、静嘉堂文庫池上家文書中に、当『諸記集』とともに所蔵される『(甲良宗賀伝来目録)』は、江戸建仁寺流基幹本の原本の構成・内容をよく伝える史料だが、『建仁寺派家伝書』と詳細比較すると、ごく一部ではあるが、転伝にともなう誤写などが認められる(河田克博・渡辺勝彦・内藤 昌「江戸建仁寺流系本の成立」:『日本建築学会計画系論文報告集』第 383 号, pp. 121~133, 昭和 63 年 1 月所収, および河田克博著『日本建築古典叢書 3 近世建築書—堂宮離形 2 建仁寺流』:昭和 63 年 大龍堂書店刊)。
 - 3) 東京大学蔵。内題に「万門名集」とあり、次いで、内裏・神社・寺方八宗用・同禪家用・宮門跡御所方・平人方として、各所に用いる門各種を列挙し、その名称の意味や形式・様式・位置などを説明した後、鳥居 5 種類の図を掲げている。なお、内裏から平人方までの門各種は、『諸記集』の「門記集」末部にすべて記載されるが、『匠明』の「門記集」では内裏の門のみが載せられる。
 - 4) 伊藤要太郎校訂『匠明』および同著『匠明五巻考』(昭和 46 年鹿島出版会刊)。
 - 5) 慶長 20 年(1615)の『孫七覚書』(名古屋工業大学蔵)では「タカサハ大ヌキ下ニテ中スミ同カエシ也」と柱間を貫下端にとり、明暦元年(1655)の木版本『新編離形』(国立国会図書館蔵)では「下の間をとりて。柱ぬきの。上はへあつる。」とし、これは『諸記集』と同様である。また、承応 2 年(1653)頃までの技術内容を有すると考えられる『建仁寺派家伝書』(東京都立中央図書館蔵)の「神社」では「柱内法を取て大貫の下はへ当る」とあり、柱径(=柱間×0.12 または 0.11)と貫成(=柱径×0.7)を考慮すると柱間を貫上端より少し高い位置に当てることなる(内藤 昌・西村真孝「木割書『孫七覚書』について」:『日本建築学会東海支部研究報告』昭和 44 年 11 月, 河田克博前掲書注 2))。
 - 6) 東京都立中央図書館木子文庫蔵。題簽に「木摧 天正五年林宗廣ノ寛永年間林宗相」とあり、また「寛永式拾癸未年(1643)九月吉日ノ洛陽上賀茂庄ノ林佐右衛門(花押)ノ五十才ノ宗相」なる奥書をもつ『木摧離部』と同筆跡で組をなすところから、この頃の写本と考えられる。
 - 7) 中川 武「『匠明』と『諸記集』について」(『日本建築学会大会学術講演梗概集』昭和 53 年 9 月所収)。
 - 8) たとえば、「新編離形」の「花表」の記述において「…又十枝た・みて。九枝ぬくと申せとも。…」とある部分が、『諸記集』・『匠明』ともに「…拾集疊テ九集抄ト遺言ニ云リ…」(傍点の文字は『匠明』では異)と記されているなど、これら 3 史料における木割の表面方法や体系・数値には多くの関連があり、その近似が認められる。しかし、すべての箇所が 3 史料とも全く同じというわけではなく、ある部分は『新編離形』と『諸記集』で一致し『匠明』とは異なるが、別の箇所はその関連が逆になっている、といった一概に定められない関係もあり、なお検討していく必要があろう。
 - 9) 明暦元年(1655)刊、国立国会図書館蔵。
 - 10) 『孫七覚書』における「一間社」では、正面柱間枝数は 21 枝で、妻の間は(正面より)柱 1 本狭くするとしている。柱径の木割値は、たまたま『孫七覚書』で脱落しているが、共通の祖本をもつ関係にある『大工斗墨曲尺之次第』によると柱径は正面柱間の 1/10 であるから、妻の間枝数は $21 \text{ 枝} \times 0.9 = 18.9 \text{ 枝}$ となり、仮に正面柱間枝数を 22 枝とすると 19.8 枝で、『匠明』の数値に近似する。この妻の間枝数が正面の 0.9 倍となる木割は、『建仁寺派家伝書』の「一間社之事」にも見られ、正面柱間枝数 20 枝に対し、妻の間は 18 枝である。ただし、『孫七覚書』・『建仁寺派家伝書』におけるこれらの一間社は流造であり、『諸記集』・『匠明』・『新編離形』で詳述する向作ではない(注 5) 参照)。また、中世末期から近世初頭にかけての向作の遺構を見ると、『諸記集』と同じ正面:妻の間 = 22 : 18 となる白岩丹生神社本殿(永禄 3 年-1560-, 和歌山)もあれば、『匠明』に近い比率をもつ丹生官省符神社本殿(天文 10 年-1541-, 和歌山)や広八幡神社摂社天神社本殿(慶長 5 年-1600-, 和歌山)があり、いずれがより古い手法であるとは断じられない。
 - 11) 河田克博前掲書(注 2))。
 - 12) 『諸記集』の記述に照応すると、おそらく当初「万社如此致者也」(図-2 の 15) としていたものであろう。
 - 13) 他に、圓社⑦で「…橋子五集疊…」と記すのが、圓社⑧では「但橋子五枝ニゾ、向拝柱内ニ可納シ」と異なっているが、五枝は五枚の誤写と考えられるので、両記述は同意として差し支えない。
 - 14) 中世の隅木入春日造(=向作)の中には、山梨県や岡山県の熊野神社など、熊野神社系統の神社が含まれ熊野信仰との関係を示唆するものがある(『文化財講座 日本の建築 2—古代 II・中世 I』昭和 51 年第一法規出版刊)。
 - 15) 猿渡盛章「新撰総社伝記考証」(文政 11 年-1828-7 月稿了:『武藏総社大国魂神社史料一』昭和 19 年官幣小社大国魂神社刊所収)ほか。
 - 16) 元禄 10 年(1697)4 月 12 日造営(『多賀大社堂社間数覚書案』)。
 - 17) 東京大学蔵の平内家史料。元文 4 年(1739)4 月に平内政治門弟の深谷平太夫治直が図を定め、益子道右衛門清常が図を描いたとする奥書がある。
 - 18) 西宮神社宮司吉井家蔵「寺社御改御吟味写帳 武庫郡西宮」(『西宮市史 第六巻 資料編 3』昭和 39 年西宮市役所刊所収)。
 - 19) 吉井家蔵「摂州処々慶長七年御蔵米御勘定状」(『西宮市史 第四巻 資料編 1』昭和 37 年西宮市役所刊ほか所収)に「一、千七拾石五斗九升 西之宮五間ニ八間入用、小帳有之」とあるのは、西宮神社本殿造営に関する記述と考えられる(伊藤要太郎前掲書注 4))。
 - 20) 『匠明』の図に示す建物の造営年に直接触れた論考として、福山敏男著『日本建築史研究』(昭和 43 年墨水書房刊)がある。

(1992 年 11 月 9 日原稿受理, 1993 年 4 月 6 日採用決定)